

鳥取県告示第220号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正し、平成24年3月30日から施行する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後						改正前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
略			略			略			略		
漁具 損壊 防止 機器 等購 入資 金	漁具の標 識（灯火 付きブイ 又はレー ダー反射 器付きブ イ）で知 事が別に 定める基 準に適合 するもの の購入に 必要な資 金	貸付けを受け る者が個人の 場合は700,000 円、団体又は 会社の場合は 1,300,000円				漁具 損壊 防止 機器 等購 入資 金	漁具の標 識（灯火 付きブイ 又はレー ダー反射 器付きブ イ）で知 事が別に 定める基 準に適合 するもの の購入に 必要な資 金	貸付けを受け る者が個人の 場合は700,000 円、団体又は 会社の場合は 1,300,000円			
						潮流 計測 装置 設置 資金	音波によ り船下の 潮流の方 向、流速 等を感じ する機器 等で知事 が別に定 める基準 に適合す るものの 設置に必 要な資金	2,000,000円			
第2及び第3 略						第2及び第3 略					

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。